

第 18 号議案

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

品川区長 森 澤 恭 子

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一
部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年品川区条例
第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 20 年品
川区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 3 条 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成 21 年品
川区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(学校教育職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 学校教育職員の旅費に関する条例（平成 21 年品川区条例第 30 号）

の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

付 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（説明）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、主務教諭の職が創設されることに伴い、規定を整備する必要がある。